

東京都耐震改修促進計画（令和3年3月一部改定）概要

1 改定の目的

東京都耐震改修促進計画は、都民の生命と財産を保護するとともに、首都機能を維持するため、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的としている。

令和元年度末には、計画を一部改定し、特定緊急輸送道路沿道建築物と組積造の塀に関する新たな方針を示した。

このたび、令和2年度末の目標年次を迎える住宅と特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）等について必要な改定を行い、対象に応じた更なる取組を推進する。

2 主な改定項目

（1）住宅

【目標】 令和7年度末までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消

【方針】 〈戸建て住宅等〉

老朽化の進行を踏まえ、除却による耐震化を積極的に促進するとともに、区市町村による所有者への積極的な働きかけを更に促進

- ・ 除却による耐震化について、防災都市づくり推進計画における整備地域以外にも助成対象に加える
- ・ 区市町村の個別訪問等に係る費用に対する補助を拡充 等

〈マンション〉

管理組合の状況に応じた普及啓発や支援の強化など、効果的・集中的に施策を展開

- ・ 各マンションの課題に応じ、専門家を繰り返し派遣して合意形成を効果的に支援
- ・ 倒壊の危険性が高い（ I_s 値 0.3 未満）マンションの耐震化を集中的に支援 等

（2）特定建築物

【目標】 令和7年度末までに耐震化率95%以上を達成

【方針】 これまで重点的に取り組んできた建築物の耐震化を更に促進するとともに、新たに事務所・店舗等にも支援を実施

- ・ 公共性の高い学校、病院等の管理者に対する積極的な働きかけを実施
- ・ 不特定多数の者が利用する大規模建築物に対する法に基づく指示等の実施
- ・ 上記建築物に加え事務所・店舗等の建築物に対し、新たにアドバイザー派遣等を実施

※その他の建築物を含め、耐震化率の現状と目標については次頁のとおり

耐震化率の現状と目標一覧

建築物の種類	現 状		目 標	
特定緊急輸送道路沿道建築物	令和2年12月	総合到達率 91.6%	令和7年度末	総合到達率99%、かつ、 区間到達率95%未満の解消
一般緊急輸送道路沿道建築物	令和2年6月	84.1%	令和7年度末	耐震化率90%
住宅	令和2年3月	92.0%	令和7年度末	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
マンション	令和2年3月	94.4%	令和7年度末	耐震性が不十分なマンションを おおむね解消
主な公共住宅	令和2年3月	91.9%	令和7年度末	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
都営住宅	令和2年3月	95.9%	令和7年度末	耐震化率100%
都住宅供給 公社住宅	令和2年3月	99.5%	令和2年度末に耐震化率100%達成見込み	
特定建築物	令和2年3月	88.4%	令和7年度末	耐震化率95%
要緊急安全確認 大規模建築物	令和2年3月	94.0%	令和7年度末	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
防災上重要な 公共建築物	令和2年3月	98.5%	できるだけ早期に耐震化率100%達成	
都有建築物	令和2年3月	99.9%	令和4年度末	耐震化率100%
災害拠点病院	令和元年9月	96.3%	令和7年度末	耐震化率100%
民間社会福祉施設等	平成31年3月	91.3%	令和12年度末	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消 (うち自己所有の建築物については 耐震化率100%)
保育所	平成31年3月	98.7%		
私立学校	令和2年4月	95.8%	できるだけ早期に耐震化率100%達成	
組積造の塀 (通行障害建築物と なる組積造の塀)			令和7年度末	耐震性が不十分なものを おおむね解消

- ※ 現状の数値について、特定緊急輸送道路沿道建築物以外の建築物については、耐震化率を表す。
- ※ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和17年度に総合到達率100%を目標とする。
- ※ 一般緊急輸送道路沿道建築物については、令和7年度末以降に耐震化率100%を目標とすることとし、具体的な目標年度や目標値は次回以降の計画改定時に定める。
- ※ 一般緊急輸送道路沿道建築物と災害拠点病院については、今回、目標年次を迎えていないことから、目標の見直しは行っていない。
- ※ 特定建築物における令和7年度末以降の目標については、次回以降の計画改定時に定める。
- ※ 民間社会福祉施設等の目標における自己所有とは、施設運営者が建築物を所有することをいう。